

神戸空港における国内小型航空機等に係る運用要領

(目的)

第1条 この運用要領は、神戸空港(以下「空港」という。)における国内小型航空機等による施設使用に係る処理方法を定め、もって、空港の安全かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この運用要領において国内小型航空機等とは、国内定期航空運送事業を営む事業者以外のものが運航する航空機をいう。

(駐機場所の区分)

第3条 駐機場所は、次の区分とする。

(1)スポット1番(別図「スポット1番の小型航空機の駐機場」)内に分割されたA、B及びCは、原則、次のとおりとする。

ア. ジェット機以外の固定翼機にあつては、全長及び全幅18メートル以下のもの。

イ. 回転翼機にあつては、全長及び全幅が18メートル以下であつて最大離陸重量が2トン未満のもの。

(2)スポット10番は、原則、次のとおりとする。

ア. 全長、全幅又は最大離陸重量のいずれかが前記(1)を超えるもの。

イ. ジェット機であるもの。

(3)前項(1)及び(2)に係わらず、全長及び全幅18メートル以下のジェット機及び全長及び全幅が18メートル以下であつて最大離陸重量が2トンを超える回転翼機については、スポットBに駐機する航空機がない場合に限り、A又はCに駐機できる。

(駐機場所の確保)

第4条 空港を利用しようとする者は、空港又は小型航空機機能用地に進出した事業者が整備する駐機場(以下「民有駐機場」という。)に駐機場所を確保すること。

2 空港の施設使用に係る駐機場所確保のための予約申し込みの受付は、原則、運航予定日の8日前からの毎日9時から17時の間とする。

(停留時間)

第5条 空港駐機場の停留時間(スポット占有時間)は、原則、24時間以内とする。

2 天候、その他やむを得ない理由により空港駐機場での停留が24時間を超えると予想される場合、延長の申請を行うものとする。

(予約の変更及び取消し)

第6条 空港施設使用に係る航空機の型式の変更、運航予定時刻の1時間以上の変更又は予約の取消しを行う場合は、速やかに神戸空港管理事務所(以下、「管理事務所」という。)に連絡し、再度施設使用の可否の確認を行うこと。

(駐機の方法)

第7条 駐機の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)駐機の方法は、自走ノーズイン・アウト方式とする。
- (2)機首方向は可能な限り風向きに正対すること。
- (3)指示されたスポットの標識の中央の位置に駐機すること。
- (4)障害物との最小クリアランスは、6メートルとする。

(地上移動の方法等)

第8条 地上移動の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)スポットに駐機する場合、1番スポット導入線西側の小型航空機専用の導入破線(1番スポット導入線の西側6m)上を走行し、専用スポットに駐機すること。
- (2)スポット内で機首方向を変える場合は、駐機スポット内で移動すること。
- (3)駐機しようとするスポットの範囲内にGSE等が存在していないことを確認すること。
- (4)使用者は、前条(4)の間隔を確保すること。
- (5)誘導路を大型機が通過中及び通過直後は、エンジンプラストの影響を考慮して安全を確認した後、地上移動を行うこと。
- (6)エンジンスタートする場合は、他の航空機、人及びGSE等の物件に影響を与えるおそれがないことを確認すること。
- (7)回転翼航空機の地上移動に係るダウンウォッシュによる影響等を防止するため、当該回転翼航空機の利用者が責任を持って対策を講ずること。
- (8)空港施設から民有駐機場に向けて地上走行する者は、Nポジションまで神戸空港飛行場

管制周波数を聴取すること。

- (9) 民有駐機場からW誘導路に向けて地上走行する者は、移動開始後、Nポジションで停止したうえで神戸空港飛行場管制所と交信し、地上走行の許可を得たうえで進入すること。
- (10) 空港施設から民有駐機場に向けて地上走行する航空機は、原則として、民有駐機場からW誘導路に向けて地上走行する航空機に優先するものとする。ただし、神戸空港飛行場管制所から別途指示がある場合は、この指示に従うこと。
- (11) 民有駐機場と空港駐機場間を地上移動(以下「エプロン間移動」という。)することは、税関、出入国審査、検疫のいずれかの手続きが必要な場合、給油を目的とする場合、乗客・乗員の乗降を目的とする場合、その他管理事務所が特に必要と認める場合に限る。なお、エプロン間移動を行う場合には、民有駐機場と空港駐機場の双方に駐機場を確保すること。

(制限区域への出入り等)

第9条 制限区域に出入りする乗員及び搭乗者の動線は、原則として、管理事務所の制限区域と接する出入口に限るものとする。ただし、航空法第98条(到着の通知)又は第73条の2(出発前の確認)の規定に基づく事由等のために国土交通省合同庁舎の制限区域と接する出入口から同省職員の許可を得て出入する場合はこの限りでない。

- 2 乗員及び搭乗者が制限区域を移動する場合は、乗員と同一行動をとるものとする。
- 3 乗員は、施設使用料の支払いの際に、搭乗者数(乗員及び乗員以外の搭乗者の別)を管理事務所に報告すること。

(保安措置)

第10条 乗員は、他人を搭乗させる場合には、搭乗者の持ち込み手荷物及び身につけている物品等について、携帯金属探知器又は接触検査又は開披検査を行うこと。

- 2 乗員は、徒歩により制限区域を移動することから、空港の保安管理上支障のない行動及び服装に心掛けること。
- 3 乗員及び搭乗者以外は、制限区域に入場することはできない。

(施設使用料等の支払い方法)

第11条 施設使用料等の支払いは、次により行うものとする。

- (1) 着陸料は、着陸直後に管理事務所において、現金により支払うものとする。

(2) 停留料は、停留の終了時に現金で支払うものとする。なお、あらかじめ停留時間が6時間を超えることが明らかな場合は、前記(1)の着陸料の徴収時に支払うことができるものとする。

(給油)

第12条 空港における給油については、事前に、運航者が、神戸空港給油施設株式会社(電話078-302-6134)と直接、調整するものとする。なお、空港における給油は、「JET A-1」に限定される。

(緊急時の予防措置)

第13条 小型航空機等の乗員は、緊急時の予防措置として、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 気象の急変その他暴風等により駐機中の航空機や他の施設等に不慮の事態が発生することを防止するための安全対策を講じるとともに、運航者の連絡先又は所在場所等を管理事務所に届出るものとする。

(2) 気象機関から提供される強風に関する情報には十分注意すること。特に風速毎秒14メートル以上の予報を受けた場合、時機を失して退避不可能とならないよう、航空機を安全な他の空港に退避させる等の対策を講じるものとする。

(模擬計器進入等の取り扱い)

第14条 模擬計器進入及び模擬計器出発方式による飛行は、原則、認めないものとする。

2 回転翼航空機の計器飛行方式(IFR)による出発及び到着は、原則、認めないものとする。

(試験飛行等の取り扱い)

第15条 前条第1項の規定にかかわらず、航空法第10条、第16条及び第29条又は電波法第10条、第73条に基づく試験飛行等については、次により実施することができるものとする。なお、この場合第4条に規定する駐機場所の確保は必要としない。

(1) 実施できる回数は、1日1機とする。

(2) 申し込みは、実施の60日前から前日までの毎日午前9時から午後5時までを受付期間とする。

2 申し込みを受理された者は、管理事務所から調整番号を受理し、飛行計画の「その他の情

報」の欄に、この調整番号を記入するものとする。

(訓練飛行の取り扱い)

第16条 訓練飛行については、別途定める「神戸空港における訓練飛行実施要領」によるものとする。

(その他)

第17条 空港施設の使用に際しては、条例等の諸規定を遵守するとともに、管理事務所の指示に従うこと。

附 則

この運用要領は、平成18年9月28日から施行する。

附 則

この運用要領は、平成21年7月2日から施行する。

附 則

この運用要領は、平成22年2月1日から施行する。